

## 別紙6

区分	種目	機能又は構造等
貸	車いす	次のいずれかに該当するもの ・普通型車いす（自走用） ・普通型電動車いす ・手押し型車いす（介助用）
	クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品	（車いすと一体的に貸与される場合に限る）
	特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって次のいずれかの機能を有するもの ・背部若しくは脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの ・床の高さを無段階に調整する機能を有するもの
	マットレス、サイドレール等一定の特殊寝台付属品	（特殊寝台と一体的に貸与される場合に限る）
与	褥そう予防用具	次のいずれかに該当するもの ・エアーマットと送風装置又は空気圧調整装置からなるエアーマット ・水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等
	体位変換器	空気バッド等を身体の下に挿入することにより要介護者等の体位を容易に変換できるもの（体位の保持のみを目的とするものを除く）
	手すり	取付に際し工事を伴わないものに限る
	スロープ	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る
	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの ・二輪、三輪、四輪のものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

区分	種目	機能又は構造等
貸 与	歩行補助杖	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ又は多点杖に限る
	痴呆性老人徘徊感知機器	要介護者等が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報するもの
	移動用リフト（吊り具を除く）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するものであって、住宅改造を伴うものを除く

区分	種目	機能又は構造等
購 入	腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上において高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり、居室において利用可能であるもの）
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので老人又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴補助用具	入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽用いす ・入浴台 ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ
	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
	移動用リフトの吊り具	

※ 平成10年8月24日資料からの変更点

- ① 入浴補助用具について、目的を明示し、項目を集約した。範囲には変更ない。
- ② その他供給されている用具の実情等を踏まえ、範囲を明確化した（例：褥そう予防用具を「全身用のウォーターマット等」とし、局部的なものを除いた）。